

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09化学	改正	K6252-2	加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引裂強さの求め方—第2部:デルフト形試験片を用いる方法	Rubber, vulcanized or thermoplastic—Determination of tear strength—Part 2: Small (Delft) test pieces	この規格は、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムのデルフト形試験片の引裂強さの求め方について規定しているもので、2015年にISO 34-2:2011を基礎として制定された。ISO 34-2は2022年に改訂され、現行JISの内容を反映した図及びスリット幅の記述について修正された。現行JISでは打抜き刃の寸法を120としているが、ISO 34-2:2022では打抜き刃の寸法は正確に120である必要はないため、<120と改訂されており、打抜き刃の寸法の整合が必要となっている。このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。追補での改正としているが、原案作成委員会の際に審議し、軽微な変更や書式の更新などを加えて、改正の必要がないかを判断する。	この規格を改正することによって、打抜き刃の自由度が増し、コストダウンが期待され、かつ、取引の円滑化も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・図1の試験片打抜き刃の長さを国際規格に整合し、“120”から“<120”に変更する。	—	ISO 34-2:2022	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ 欠点: いずれも該当しない。		ISOで制定された国際標準をJIS化する場 合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年1月
JSA	09化学	改正	K6271-2	加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—電気抵抗率の求め方—第2部:平行端子電極法	Rubber, vulcanized or thermoplastic—Determination of resistivity— Part 2: Parallel terminal electrode system	この規格は、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの平行端子電極法による体積抵抗率の求め方を規定しているもので、2015年にISO 1853:2011を基礎として制定された。ISO 1853は2018年に改訂され、矛盾のあった試験片の長さが正しい長さに訂正されたため、試験片形状の整合が必要となっている。また、試験精度の維持を目的として、新たにAnnexとして校正計画が追加されたため附属書の追加も必要となっている。このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	この規格を改正することにより、 ・試験片の長さに戸惑うことなく製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。 ・試験装置を適切に校正できるようになり、試験精度の維持向上が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験片の形状及び寸法において、試験片の長さを95 mm以上に変更する。 ・正誤票の内容を反映して試験結果の求め方における計算式を修正する。 ・試験結果の向上と対応国際規格に整合し、附属書として校正計画を追加する。	—	ISO 1853:2018	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ 欠点: いずれも該当しない。		ISOで制定された国際標準をJIS化する場 合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	09化学	改正	K6272	ゴム引張、曲げ及び圧縮試験機(定速)－仕様	Rubber－Tensile, flexural and compression test equipment (constant rate of traverse)－Specification	この規格は、ゴムの引張試験、曲げ試験、せん断試験及び圧縮試験に用いる定速試験機の仕様について規定しているもので、2003年にISO 5893:2002を基礎として制定された。ISO 5893は軽微な修正のため2019年に改訂されたが、リング状試験片の試験に使用するジグのブーリー径が引張特性の求め方のISO 37と異なっており、整合のため2020年にAmendmentの発行により改訂された。このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。追補での改正としているが、原案作成委員会の際に審議し、軽微な変更や書式の更新などを加えて、改正の必要がないかを判断する。	この規格を改正することにより、 ・別のJISである引張試験との不整合に戸惑うことなく製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・5.3(試験片つかみ具)の大きい試験片用のブーリー径を、国際規格に整合し25 mmから25.5 mmに変更する。	—	ISO 5893:2019 ISO 5893:2019/Amd 1:2020	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: ゴム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ 欠点: いずれも該当しない。		ISOで制定された国際標準をJIS化する場 合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2025年1月